

所水整第53号  
令和7年6月30日

所沢市公共事業評価委員会  
委員長様

所沢市長 小野塚 勝俊

### 社会資本総合整備計画の事後評価について（諮問）

所沢市公共事業評価委員会条例第2条（1）の規定に基づき、下記のことについて  
貴委員会の意見を求める。

記

#### 1 濟問事項

社会資本総合整備計画「生活環境の改善と公共用水域の水質保全<第2期>」（令  
和2年度～令和6年度）の事後評価について

#### 2 濟問理由

社会資本整備総合交付金要綱第10第1項より、社会資本総合整備計画の期間の  
終了時に、計画の目標の実現状況等の評価（事後評価）を行わなければなりません。  
なお、事後評価の実施に当たっては、「社会資本整備総合交付金に係わる計画等に  
ついて（令和5年9月22日改正）」第3第6項により、評価の透明性、客観性、公  
正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努めることとされ  
ているため、諮問するものです。

以上